様式第１号

|  |
| --- |
| **テラス護岸等一日利用届**　　年　　月　　日　　　　墨　田　区　長　　　殿届出人　住　所　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　テラス護岸等一日利用制度に基づき利用したいので、次のとおり届け出ます。1. 河川の名称　　　一級河川
2. 場　　所　　　　墨田区
3. 目　　的
4. 利用面積　　　　　　　㎡
5. 期　　間（準備・片づけを含む）

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日1. 利用日時（イベント等が実際に開催される日時）

　　年　　月　　日　　　時　　分から　　時　　分1. 参加人数
2. 利用終了後の処理について
3. その他（路上駐車の対策・安全対策等）
 |
| 担当者への連絡先（電話）担当者氏名 |

利用に際し、下記の事項を遵守します。

記

　１　利用に際しては、受付印が押印された届出書（副）を土地の見やすい場所に掲示します。

　２　利用に際しては、他の利用者のための通路を確保するとともに、事故を起こさないよう安全対策に細心の注意を払います。万一、利用中に事故があった場合は、自らの責任において処理します。

　３　届出の内容に違反した場合は、直ちに改善を行います。また、改善ができない場合は、速やかに利用を中止し原状に回復します。

　４　近隣住民等からの苦情については、自らの責任において対応します。

　５　危険物の持ち込み、焚き火等の火気の使用はしません。

　６　利用に際して河川管理施設を損傷したときは、速やかに墨田区長に届け出てその指示に従って原状に回復します。

　　また、これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。

　７　利用終了後は、清掃等を行い環境美化に努めるとともに、速やかに墨田区長へ報告します。

　８　緊急時（水防時等）には、直ちに利用を中止し、避難動線の確保等に努め、緊急活動（水防活動等）に協力します。

　９　降雨時の利用等、河川の増水等のおそれがある場合は、直ちに利用を中止します。

１０　利用中において、墨田区長の指示があった場合は、利用を中止し原状に回復します。これに要する費用は、その必要を生じた限度において自らが負担します。

１１　その他、利用に当たっては墨田区長の指示に従います。

【備考】

１　「期間」については、準備及び片付け等も含む。

２　「利用日時」については、イベント等が実際に開催される日時を記載すること。

３　「その他」については、路上駐車の対策、安全対策等を記載すること。